CDG

第46期 定時株主総会 招集ご通知

日 時 2020年 6月25日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

場 所 大阪市中央区本町橋2番31号
シティプラザ大阪　燦の間

目 次

第46期定時株主総会招集ご通知
株主総会参考書類
　第1号議案　取締役10名選任の件
　第2号議案　監査役1名選任の件
　第3号議案　取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
　第4号議案　取締役に対する株式報酬制度導入の件
（添付書類）
事業報告
連結計算書類等
監査報告書

・新型コロナウイルス感染症の予防措置として運営スタッフはマスクを着用させていただく場合がありますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
・株主総会ご出席株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
・株主総会ご出席株主様へのお土産の配布は行っておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社CDG
証券コード：2487

ご挨拶



平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染により亡くなられた方々にお悔み申し上げると共に、被患されている方々に心よりお見舞い申し上げます。
当期（2020年3月期）における当社の連結業績は、売上高が9,936百万円（前期比3.2％減）、営業利益が363百万円（同27.4％増）、親会社株主に帰属する当期純利益が267百万円（同28.6％減）となりました。
売上高については、新型コロナウイルスの影響等により、イベント、サンプリングの中止、集客施策の凍結により景品等の需要が第4四半期から大幅減少し、減収を余儀なくされました。こうした中で、流通、小売業界と飲料等のメーカーを繋ぐ施策が昨年度以上に伸長したことや、ここ数年注力してきたSNSとキャンペーンを掛け合わせたプロモーションが幅広いお客様に受け入れられてきたことなどが今後の展開に結び付く施策として挙げられます。
47期は経営の軸として「3つのサービスの積極推進」と「人材育成の強化」の2軸を掲げています。まず「3つのサービスの積極推進」については、①リテールプロモーションの推進、②SNS×CP（CRM）の推進、③BPO、プロダクト強化を重点的に取り組んでまいります。2つ目の軸は「人材育成の強化」です。仕事力と人間力の両方を高める為に、潜在能力を活かせるような組織力の底上げに向けた教育研修制度を充実し、企業活動のさらなるパフォーマンス向上に繋げて参ります。
我々は「マーケティングで顧客に新しい価値を創る」ビジョンの実現に向け、消費者の嗜好や動向に視点をおいてお客様と同じ目線で課題を認識し、お客様のパートナーとして新しい価値をあらゆる人や組織と共創し、販促会社として、お客様の売上高アップに貢献することを目標に邁進して参ります。これにより、株主価値の向上に結び付けて参る所存です。
株主の皆様におかれましても今後一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。
なお、2019年11月27日に、株式会社レッグスと資本業務提携契約を締結しました。今後、両社の強みを掛け合わせて事業連携を加速させ、業界を牽引できるシナジーの実現を目指して参ります。

2020年6月
代表取締役社長　**小西　秀央**

経営理念

全社員の心が豊かになり、
健康な身体で物質的にも豊かになる事を追求する。
公共面では環境にやさしい企業として世の為、
人の為に喜ばれる企業になる。
その為には常に利益の出る仕組みを作り続ける
企業でなくてはなりません。

証券コード　2487
2020年６月８日

株　主　各　位

大阪市北区梅田二丁目２番22号
株　式　会　社　Ｃ　Ｄ　Ｇ
代表取締役社長　小　西　秀　央

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第46期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年６月24日（水曜日）午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月25日（木曜日）午前10時
２．場　　所　大阪市中央区本町橋２番31号　　シティプラザ大阪 燦の間
※ 末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

３．目的事項
報告事項
１．第46期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第46期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役10名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
第４号議案　取締役に対する株式報酬制度導入の件

以　上

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、当日の入場は、株主様のみとなります。代理出席の場合は、当社定款の定めにより代理人の方も株主様である必要がございます。代理人として行使する議決権行使書用紙及び代理権を証明する書面に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出ください。
・提供書面のうち、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.cdg.co.jp）に掲載することにより、株主の皆様にご提供いたしております。
・なお、監査報告書を作成するに際して監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、提供書面記載のもののほか、当社ウェブサイトに掲載する「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。
・株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、株主さまが当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。議決権の行使方法は、以下の方法がございます。今回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、極力、事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会に出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。

株主総会開催日時

6月25日（木曜日）
午前10時

議決権行使書用紙を郵送



同封の議決権行使書用紙に各議案に関する賛否をご表示のうえご返送ください。

行使期限

6月24日（水曜日）
午後5時到着

インターネットによる行使



当社指定の議決権行使ウェブサイトにて各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

6月24日（水曜日）
午後5時

▶ 詳細は次頁をご確認ください。

議決権行使書用紙のご記入方法

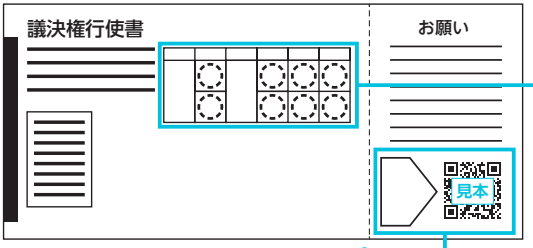

こちらを切り取ってご返送ください。

→ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 → 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 → 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案、第3号議案、第4号議案

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 → 「否」の欄に○印

なお、賛否を表示せずに提出された場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱います。

スマート行使に必要な「QRコード」が記載されています。インターネットによる行使に必要な「議決権行使コード」「パスワード」は裏面に記載されています。

当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、予めご留意ください。

「スマート行使」によるご行使

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス

同封の議決権行使書用紙の右下**「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」**をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

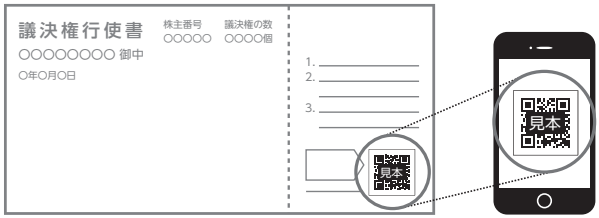

2 議決権行使方法を選ぶ

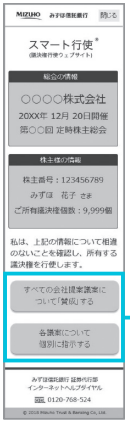

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

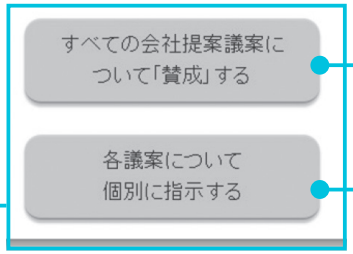

3 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



4 確認画面で問題なければ**「この内容で行使する」**ボタンを押して行使完了

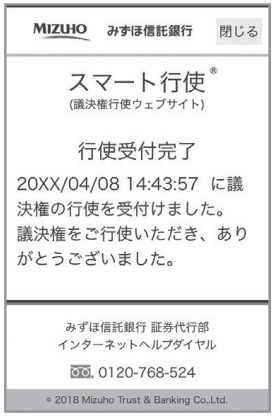

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QR コード®を読み取り、議決権行使書用紙に記載の**「議決権行使コード」「パスワード」**をご入力いただく必要があります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

インターネットによるご行使

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください

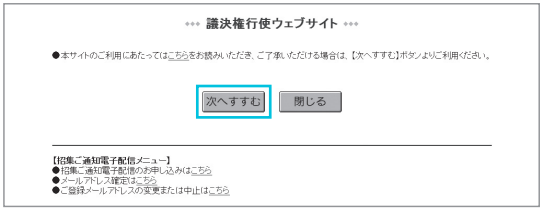

議決権行使ウェブサイト

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

▌「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください

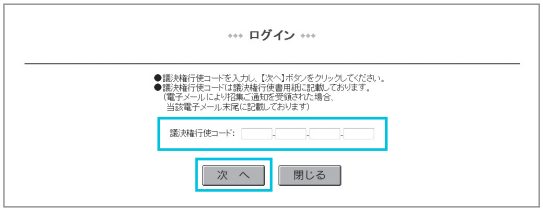

▌「議決権行使コード」※を
入力し、
「ログイン」をクリック

議決権行使書用紙イメージ（裏）



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください

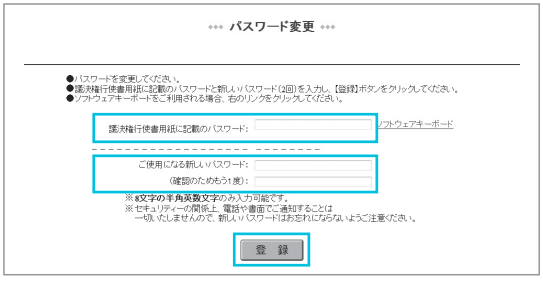

▌「パスワード」※を入力し、
「次へ」をクリック

※「議決権行使コード」「パスワード」は、お手元の議決権行使書用紙の所有株式数が印字されている面の左下に記載されています。

※ インターネット等による議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。
議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください

**インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。**

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524（受付時間：平日午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役２名を増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		候補者番号	氏名	
1	こにし ひでお 小西　秀央	再任	6	よねやま まこと 米山　誠	新任
2	うちかわ じゅんいちろう 内川　淳一郎	新任	7	ふじい かつのり 藤井　勝典	再任
3	やまかわ たくと 山川　拓人	再任	8	むねつぐ りょうこ 宗次　涼子	再任　社外
4	やすじま ひでゆき 安島　秀幸	再任	9	みぞぐち まさき 溝口　聖規	新任　社外
5	わたなべ ただし 渡部　忠司	再任	10	ひらた まさのり 平田　正憲	新任　社外

1 小西 秀央（こにし ひでお）（1971年８月26日生）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年４月　当社入社
2015年４月　当社東京営業３部長
2016年５月　当社執行役員 営業本部副本部長 兼 東京営業３部長
　　CDG Promotional Marketing Co.,Ltd. Secretary
2017年４月　当社執行役員 営業本部副本部長 兼
　　東京営業１部長 兼 営業企画部長
2018年４月　当社専務執行役員 営業推進本部長
2018年５月　CDG Promotional Marketing Co.,Ltd. CEO
2018年６月　当社代表取締役社長 営業推進本部管掌
2019年４月　当社代表取締役社長（現任）

【重要な兼職の状況】
該当なし

選任理由

小西 秀央 氏は、当社入社以来、営業部門及び企画部門の業務執行を経験し、当社グループ及びセールスプロモーション業界に対する深い理解と豊かな経験・見識を有するとともに、デジタルビジネス体制の強化を推進するなど当社の企業課題の解決及び企業価値向上に貢献しております。デジタルマーケティングの必要性・重要性がますます増加する中、かかる実績をふまえ、当社の今後の持続的な成長と企業価値向上のために必要不可欠な人物であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

48,600株

2 内川 淳一郎（うちかわ じゅんいちろう）（1961年１月30日生）

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年３月　株式会社レッグス設立 代表取締役
1991年３月　株式会社エスアイピー設立 代表取締役
1994年２月　株式会社レッグス 代表取締役社長（現任）
2008年10月　睿恪斯（上海）貿易有限公司設立 董事長
2009年７月　株式会社エム・アンド・アイ 取締役
2011年２月　睿恪斯（上海）広告有限公司設立 董事長
2012年３月　睿恪斯（深圳）貿易有限公司設立 董事長
2014年７月　俺の株式会社 社外取締役（現任）
2014年８月　睿恪斯（上海）貿易有限公司 董事（現任）
　　睿恪斯（上海）広告有限公司 董事（現任）
　　睿恪斯（深圳）貿易有限公司 董事（現任）
2016年２月　株式会社ジェイユー 取締役（現任）

【重要な兼職の状況】
株式会社レッグス 代表取締役社長
俺の株式会社 社外取締役
睿恪斯（上海）貿易有限公司 董事
睿恪斯（上海）広告有限公司 董事
睿恪斯（深圳）貿易有限公司 董事
株式会社ジェイユー 取締役

選任理由

内川 淳一郎 氏は、株式会社レッグスの創業以来、長年にわたり代表取締役社長を務められており、経営者としての豊かな経験・見識を有するとともに、セールスプロモーション業界に精通しております。こうした経験及び高い知見をもとに、当社の企業価値の向上を図るため、取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

―株

3 山川 拓人（やまかわ たくと）（1973年９月13日生）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年１月　当社入社
2012年２月　CDG Promotional Marketing Co.,Ltd.CFO
2014年５月　当社管理部長
2015年５月　株式会社岐阜クリエート 取締役（現任）
　　株式会社ゴールドボンド 取締役
2016年５月　当社執行役員 管理部長
2016年６月　当社執行役員 業務本部副本部長 兼 管理部長
2017年４月　当社執行役員 業務本部長 兼 管理部長
2017年６月　当社取締役 業務本部長 兼 管理部長
2020年４月　当社専務取締役 管理本部長 兼 管理部長(現任)

【重要な兼職の状況】
株式会社岐阜クリエート 取締役

選任理由

山川 拓人 氏は、当社入社以来、管理部門の現場を経験するとともに、管理部長、業務本部長、執行役員、グループ会社の取締役を務めるなど、当社グループ及びセールスプロモーション業界に関する深い理解と豊かな経験・見識を有しております。このため、当社のさらなる発展と企業価値向上のために必要不可欠な人物であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

46,100株

4 安島 秀幸（やすじま ひでゆき）（1973年４月25日生）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年４月　当社入社
2013年４月　当社東京営業部長
2015年４月　当社執行役員 営業本部副本部長
2016年３月　当社執行役員 営業推進本部長
2016年５月　株式会社ゴールドボンド 取締役
2016年６月　当社取締役 営業推進本部長
2016年８月　当社取締役 営業推進本部長 兼 営業企画部長
2017年４月　当社常務取締役 営業本部長
2019年４月　当社常務取締役
2020年４月　当社常務取締役 営業本部長（現任）

【重要な兼職の状況】
該当なし

選任理由

安島 秀幸 氏は、当社入社以来、営業部門の現場を経験するとともに、営業本部長、営業推進本部長を務めるなど、セールスプロモーション業界に対する深い理解と豊かな営業戦略の経験・見識を有しております。このため、セールスプロモーション業界における当社のさらなる発展と企業価値向上のために必要不可欠な人物であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

31,200株

5 渡部（わたなべ） 忠司（ただし）（1957年４月12日生）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年４月　大王製紙株式会社入社
1996年４月　同社Ｈ＆ＰＣ事業部 西日本営業本部副本部長
1997年３月　同社Ｈ＆ＰＣ事業部 東日本営業本部副本部長
2000年10月　同社Ｈ＆ＰＣ事業部 東日本営業本部長
2004年４月　富士ペーパーサプライ株式会社（現 エリエールビジネスサポート株式会社）　代表取締役社長
2009年７月　近江大王製紙パッケージ株式会社（現 大王パッケージ株式会社）常務取締役
2012年１月　当社入社 購買部長
2012年６月　当社取締役 購買部長
2012年９月　当社取締役 営業部長
2013年10月　株式会社岐阜クリエート 専務取締役
2015年１月　同社代表取締役社長（現任）
2016年６月　当社取締役（現任）

【重要な兼職の状況】
株式会社岐阜クリエート 代表取締役社長

所有する当社株式の数

14,500株

選任理由

渡部 忠司 氏は、当社購買部長、営業部長、当社子会社の代表取締役社長を務めるなど、当社グループの事業活動に関し豊かな経験・見識を有しております。このため、当社のさらなる発展と企業価値向上及び当社グループのガバナンス体制の強化を図るために必要不可欠な人物であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

6 米山 誠（よねやま まこと）（1956年９月２日生）

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年３月	京都セラミツク株式会社（現 京セラ株式会社）入社
2005年７月	京セラミタ株式会社（現 京セラドキュメントソリューションズ株式会社）転籍
	執行役員 経営管理本部長
2008年４月	同社執行役員
	京セラミタジャパン株式会社（現 京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社）常務取締役
2010年３月	京セラコミュニケーションシステム株式会社転籍 理事
	株式会社日本航空管財人室 副室長
2010年６月	京セラコミュニケーションシステム株式会社 取締役
2010年12月	日本航空株式会社 執行役員 経営管理本部長
2012年４月	同社常務執行役員 経営管理本部長
2012年６月	京セラコミュニケーションシステム株式会社 常務取締役
2014年４月	同社常務取締役 管理本部長
2015年４月	同社専務取締役 管理本部長
2016年３月	株式会社レッグス入社
2016年６月	同社管理本部長
2017年３月	同社専務取締役 管理本部長
	株式会社エスアイピー 代表取締役（現任）
2018年１月	株式会社レッグス 専務取締役管理本部長 兼 経営管理統括
2020年５月	同社専務取締役 経営管理担当 兼 管理本部長（現任）

所有する当社株式の数

―株

【重要な兼職の状況】

株式会社レッグス 専務取締役 経営管理担当 兼 管理本部長
株式会社エスアイピー 代表取締役

選任理由

米山 誠 氏は、上場企業において長年にわたり経営に携わり、豊かな経験・見識を有するとともに、持続的な成長に不可欠な経営ガバナンスに精通しております。こうした経験及び高い知見をもとに、当社の企業価値の向上を図るため、取締役として選任をお願いするものであります。

7 藤井 勝典（ふじい かつのり）（1943年１月30日生）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1961年４月　株式会社トーヨ入社
1974年４月　当社設立 代表取締役社長
1979年６月　有限会社近畿クリエート（現 株式会社岐阜クリエート） 代表取締役
1996年10月　同社取締役
2014年４月　当社代表取締役会長（現任）
2014年８月　一般財団法人藤井財団（現 公益財団法人藤井財団） 代表理事（現任）

【重要な兼職の状況】
公益財団法人藤井財団 代表理事

選任理由

藤井 勝典 氏は、当社の創業者として精神的支柱であるばかりではなく、会社経営に対して全社的・大局的な観点から意見・助言する他、経営理念の「継承」「伝播」を通じた人材力の向上に努めております。このため、当社経営に不可欠な人物であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

―株

8 宗次 涼子（むねつぐ りょうこ）（1978年１月18日生）

再任　社外　独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年４月　株式会社ノエビア入社
2005年２月　株式会社リクルート入社
2012年４月　同社新卒営業部長
2014年４月　同社エージェントアライアンス部長
2015年３月　株式会社New Gene設立 代表取締役社長（現任）
2015年４月　株式会社リクルートホールディングス 出向
株式会社リクルートスタッフィング 取締役
株式会社スタッフサービス・ホールディングス 取締役
2016年４月　株式会社リクルート住まいカンパニー 取締役
株式会社リクルートコミュニケーションズ 取締役
株式会社リクルートマネジメントソリューションズ 取締役
2017年１月　株式会社ニジボックス 取締役
2017年４月　株式会社スタッフサービス・ホールディングス 執行役員
株式会社スタッフサービス・オフィスマネジメント 代表取締役社長
2017年６月　当社社外取締役（現任）
2018年１月　株式会社スタッフサービス・ホールディングス 取締役 兼 執行役員
2018年11月　KAMIX株式会社 取締役（現任）

【重要な兼職の状況】
株式会社New Gene 代表取締役社長
KAMIX株式会社 取締役

選任理由

宗次 涼子 氏は、複数企業の代表取締役やグループ会社の取締役を歴任しており、経営に関する豊かな経験・見識を有しております。また、女性の活躍支援、企業の女性活躍を促進する活動にも力を注いでこられており、当社においてもダイバーシティ・マネジメント等に対して大きな貢献をしていただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

―株

9 みぞぐち まさき 溝口 聖規（1968年12月14日生）

新任　社外　独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年10月　青山監査法人入所
1998年５月　公認会計士登録
2007年８月　監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）パートナー
2012年９月　溝口公認会計士事務所開設 所長（現任）
　　グロービス経営大学院 教員（現任）
2015年６月　タイガースポリマー株式会社 社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】
溝口公認会計士事務所 所長
グロービス経営大学院 教員
タイガースポリマー株式会社 社外取締役

選任理由

溝口 聖規 氏は、大手監査法人でパートナーを務めるなど、公認会計士として、主に財務・会計に関して豊かな経験・見識を有しております。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

―株

10 ひらた まさのり 平田 正憲（1972年２月21日生）

新任　社外　独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年４月　弁護士登録 御堂筋法律事務所
　　（現 弁護士法人御堂筋法律事務所）入所
2003年１月　弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー（現任）
2007年６月　株式会社アクセス 社外監査役
2014年６月　ÑCS&A株式会社 社外監査役

【重要な兼職の状況】
弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー

選任理由

平田 正憲 氏は、弁護士として企業法務を中心に様々な法律問題に関する助言を行うなど、豊かな経験・見識を有しております。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

―株

（注）１．当社は、渡部 忠司 氏が代表取締役を務める株式会社岐阜クリエートとの間に、製品販売等の取引があります。
２．当社は、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社であり、内川 淳一郎 氏が代表取締役を務め、米山 誠 氏が専務取締役を務める株式会社レッグスとの間に、製品販売等の取引関係があるとともに、同社と競業関係にあります。
３．（注）１及び２以外の各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
４．宗次 涼子 氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。
５．当社と宗次 涼子 氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。また、溝口 聖規 氏及び平田 正憲 氏との間でも、同様の契約を締結する予定であります。
６．宗次 涼子 氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、溝口 聖規 氏及び平田 正憲 氏についても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役 伊藤 拓 氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

金丸（かなまる） 絢子（あやこ）（1980年１月27日生）

新任　社外　独立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2006年10月　弁護士登録 弁護士法人大江橋法律事務所入所
2016年１月　弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー（現任）

【重要な兼職の状況】
弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー

選任理由

金丸 絢子 氏は、弁護士として企業法務を中心に様々な法律問題に関する助言を行うなど、豊かな経験・見識を有しております。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

―株

（注）１．金丸 絢子 氏と当社との間には特別の利害関係はありませんが、当社は、同氏がパートナーを務める弁護士法人大江橋法律事務所との間において、顧問契約を締結しております。
２．金丸 絢子 氏が監査役に選任された場合、同氏と当社とは、会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
３．金丸 絢子 氏が監査役に選任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第３号議案　取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として2020年5月20日開催の取締役会において、取締役及び監査役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、在任中の取締役４名及び監査役１名に対し、それぞれ本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給をすることといたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各取締役及び監査役の退任時とし、その具体的金額、支給の方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給予定の取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴	
藤　井　　勝　典	1974年４月	当社設立　代表取締役社長
	2014年４月	当社代表取締役会長　現在に至る
小　西　　秀　央	2018年６月	当社代表取締役社長　現在に至る
山　川　　拓　人	2017年６月	当社取締役
	2020年４月	当社専務取締役　現在に至る
安　島　　秀　幸	2016年６月	当社取締役
	2017年４月	当社常務取締役　現在に至る
大　坪　　教　光	2017年６月	当社常勤監査役　現在に至る

第４号議案　取締役に対する株式報酬制度導入の件

１．提案の理由

本議案は、当社の取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）及び当社の子会社の取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除きます。以下、当社の取締役とあわせて「対象役員」といいます。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust)」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、対象役員の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2014年６月26日開催の第40期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額300,000千円以内（うち社外取締役分として年額30,000千円以内)。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記２．の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。また、現時点において、本制度の対象となる取締役は４名ですが、第１号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役は３名となります。

２．本制度に係る報酬等の額及び参考情報

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

（2）本制度の対象者

対象役員（非常勤取締役、社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2020年８月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2021年３月末日で終了する事業年度から2023年３月末日で終了する事業年度までの３事業年度（以下、当該３事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する３事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、対象役員への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2020年８月(予定)）時に、当初対象期間に対応する必要資金として、45,000千円（うち、当社の取締役分として30,000千円）を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、45,000千円（うち、当社の取締役分として30,000千円）を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、45,000千円（うち、当社の取締役分として30,000千円）を上限とします。

なお、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

ご参考として、2020年５月19日の終値での取得を前提とした場合、当初対象期間に関して当社が対象役員への給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額45,000千円を原資に取得する株式数は、最大で約30,800株となります。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 対象役員に給付される当社株式等の数の算定方法

対象役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位を勘案して定まる数のポイントが付与されます。

なお、対象役員に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる対象役員のポイント数は、原則として、退任時までに当該対象役員に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付

対象役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により対象役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

＜本制度の仕組み＞

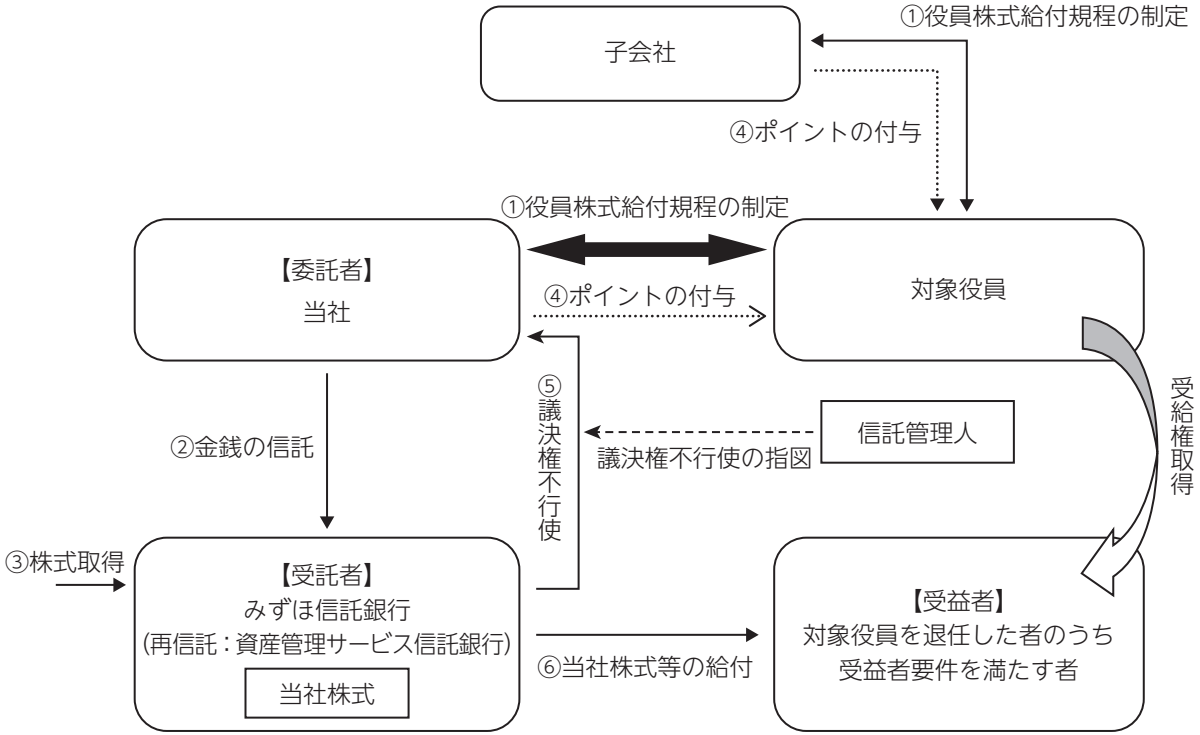

① 当社及び当社の子会社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
④ 当社及び当社の子会社は、「役員株式給付規程」に基づき対象役員にポイントを付与します。
⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
⑥ 本信託は、対象役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象役員が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以　上

（添付書類）

事業報告（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

売上高	9,936百万円	（前期比　3.2%減）
営業利益	363百万円	（前期比　27.4%増）
経常利益	376百万円	（前期比　20.7%増）
親会社株主に帰属する当期純利益	267百万円	（前期比　28.6%減）

当期の経済状況

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用情勢の改善が続くなか、個人消費や設備投資に持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな回復基調でしたが、新型コロナウイルス感染症により、内外経済に甚大な影響を与え、経済を大幅に下押しする極めて厳しい状況となりました。また世界経済は、戦後最大とも言うべき危機に直面しており、2020年はマイナス成長になる見通しであり、先行きも極めて厳しい状況が続くことが見込まれます。

事業の概況

当社グループでは、当社の強みであるセールスプロモーショングッズの企画・供給に加え、デジタル分野における営業力を高め、受注案件数及び受注確度を上げていくことで既存事業の拡充に努めるとともに、アライアンス強化による新規サービスの開発、データ分析力の向上、マーケティングサービスのラインナップの拡大、これらを強化することで、当社独自のサービス、商品を開発し、当社独自の新しいサービスを創出することで、顧客の商品やサービスに新しい価値を付加していく価値創造の長期的なパートナーとなることを目指していきます。

当期の連結業績

当期の連結業績は、セールスプロモーション市場における顧客のプロモーション手法の多様化によりグッズ単独での需要は減少傾向にあり、当社グループでは複合案件に対する営業力を強化し、戦略顧客を定め、最大化を図るなど、安定経営基盤の確立を推進いたしましたが、案件の複雑化による工数増加による案件数減少の影響を補うに至りませんでした。その結果、売上高は9,936百万円（前年同期比3.2％減）と減収になりましたが、売上原価の削減による売上総利益の増益により、営業利益は363百万円（同27.4％増）、経常利益は376百万円（同20.7％増）と増益になりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度に特別利益に投資有価証券売却益188百万円の計上等があったことにより、267百万円（同28.6％減）と減益となりました。

次に、業界別の販売状況としましては、次表のとおりです。

分　野	販売高（千円）	前年同期比（％）
自動車・関連品	2,022,771	109.1
流通・小売業	1,286,302	160.3
飲料・嗜好品	1,128,427	78.9
情報・通信	792,444	93.4
薬品・医療用品	667,208	93.8
ファッション・アクセサリー	498,574	57.8
その他	3,540,469	94.4
合計	9,936,197	96.8

流通・小売業業界において売上が大きく伸びました。流通・小売業業界においては、セールスプラットフォームの構築とその安定稼働ができたことにより売上が増加いたしました。一方、飲料・嗜好品業界においては、前連結会計年度に、人気キャラクターとのコラボ企画による店頭施策が採用されましたが、当連結会計年度においては、同規模の案件が発生しなかったため、売上高は減少いたしました。

なお、当社グループは、顧客の営業上の課題に基づいたセールスプロモーションの企画及び提案を行う単一の事業分野において営業活動を行っておりますので、セグメント情報の記載は行っておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は40百万円で、その主なものは次のとおりであります。

東京本社　改装　：　18 百万円

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 重要な企業再編等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 43 期 (2017年３月期)	第 44 期 (2018年３月期)	第 45 期 (2019年３月期)	第 46 期 (当連結会計年度) (2020年３月期)
売上高（千円）	11,251,525	10,823,078	10,260,858	9,936,197
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	482,667	462,916	374,191	267,220
１株当たり当期純利益（円）	82.51	80.13	66.34	47.28
総資産（千円）	7,465,988	6,553,604	6,481,085	6,574,398
純資産（千円）	5,029,253	4,955,047	5,028,045	5,073,024
１株当たり純資産額（円）	853.30	874.25	886.51	894.50

（注）「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を第45期の期首から適用しており、第44期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 43 期 (2017年３月期)	第 44 期 (2018年３月期)	第 45 期 (2019年３月期)	第 46 期 (当事業年度) (2020年３月期)
売上高（千円）	10,682,671	10,235,335	9,761,982	9,635,299
当期純利益（千円）	432,398	420,569	457,081	299,215
１株当たり当期純利益（円）	73.92	72.80	81.04	52.94
総資産（千円）	6,906,651	5,966,014	5,974,428	6,114,833
純資産（千円）	4,555,399	4,439,139	4,591,010	4,676,295
１株当たり純資産額（円）	772.55	782.68	809.17	824.31

（注）「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を第45期の期首から適用しており、第44期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、当社の強みであるセールスプロモーショングッズの企画・供給に加え、キャンペーンやイベントの企画・運営に至るまで、ワンストップで顧客のセールスプロモーション活動をトータルにサポートすることにより、競争力を強化するとともに顧客に対して高付加価値なサービスを提供することを目指しております。これを実現するために、セールスプロモーショングッズ制作やデジタルプロモーション、コンテンツ企画開発などのサービスを提供しておりますが、さらなる競争力の強化及び収益性の向上を図るために、デジタルマーケティングへの対応強化、コンテンツ・ライセンスビジネスの強化、品質・安全の強化、資本業務提携先である株式会社レッグスとのシナジーの創出・拡大に力を入れると同時に、これらを推進するために必要不可欠な人材確保及び育成の強化を図ってまいります。

また、自然災害や感染症の流行、システム障害等が発生しても事業活動を継続できる体制の構築を強化してまいります。

以上を対処すべき課題と認識し、グループ全体で企業価値の向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社岐阜クリエート	10,000千円	100.0%	ポケットティッシュの製造販売

(注) ＣＤＧ Promotional Marketing Co.,Ltd.は、2020年１月４日付にて清算結了いたしました。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社ＣＤＧ）と、主にセールスプロモーショングッズとしてのポケットティッシュの製造販売を行っている株式会社岐阜クリエートを含めた２社で構成されており、セールスプロモーショングッズやデジタル広告を用いたセールスプロモーションの企画・提案・運営等のマーケティングサービスを展開しております。

今後は、顧客の営業上の課題に対して営業戦略・解決策を提供していくとともに、消費者視点に立つことで顧客自身も気が付かなかった価値を提供するなど、顧客の商品・サービスに新しい価値を付加していく価値創造のパートナーとなり、マーケティングで新しい価値を創る企業として進化していくことを目指しております。

(9) 主要な拠点等（2020年３月31日現在）

当社	本社：大阪市北区、東京本社：東京都千代田区、名古屋営業所：名古屋市中区、札幌営業所：札幌市中央区、福岡営業所：福岡市博多区
株式会社岐阜クリエート	本社：大阪市北区、岐阜工場：岐阜県揖斐郡

（注） ＣＤＧ Promotional Marketing Co.,Ltd.は、2020年１月４日付にて清算結了いたしました。

(10) 従業員の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
営業	193 （6）名	16名増 （1）名減
製造	16 （6）名	２名減 （―）名
その他	31 （1）名	２名増 （1）名減
合計	240 （13）名	16名増 （2）名減

（注） １．当社グループは単一事業を営んでおり、セグメント別での記載が困難であるため「営業」、「製造」と「その他」に区分して従業員数を記載しております。
２．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
219（6）名	16名増（3）名減	35歳	6.4年

（注） 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先（2020年３月31日現在）

金融機関からの借入金はございません。

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　21,600,000株
(2) 発行済株式の総数　5,651,938（自己株式　588,062株を除く）
(3) 株　主　数　7,303名
(4) 大　株　主

株主名	持株数	持株比率
株式会社レッグス	2,510,405株	44.4%
株式会社伊予銀行	279,000株	4.9%
CDG取引先持株会	212,900株	3.8%
CDG社員持株会	104,310株	1.8%
藤井　敦	99,600株	1.8%
株式会社池田泉州銀行	90,000株	1.6%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	85,700株	1.5%
岸本好人	75,700株	1.3%
第一生命保険株式会社	66,000株	1.2%
図書印刷株式会社	50,000株	0.9%

（注）1．当社は、自己株式588,062株を保有していますが、上記大株主からは除いております。
2．持株比率は自己株式（588,062株）を控除して計算しております。
3．株式会社レッグスは、当社株式を対象として2019年11月28日から2019年12月25日の間に行った公開買付けの結果、当社の株式2,510,405株（議決権比率44.4%）を保有いたしました。これに伴い、主要株主の異動が生じております。
4．前事業年度末現在主要株主であった藤井 勝典 氏は、当事業年度末では主要株主ではなくなっております。

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	藤井 勝典	株式会社岐阜クリエート取締役、公益財団法人藤井財団代表理事
代表取締役社長	小西 秀央	
常務取締役	安島 秀幸	
取締役	山川 拓人	業務本部長 兼 管理部長、株式会社岐阜クリエート取締役
取締役	渡部 忠司	株式会社岐阜クリエート代表取締役社長
取締役	竹原 相光	ZECOOパートナーズ株式会社取締役会長、株式会社エディオン社外監査役、元気寿司株式会社社外取締役、三菱製紙株式会社社外取締役、株式会社神明ホールディングス社外取締役
取締役	西野 満也	
取締役	宗次 涼子	株式会社ＮｅｗＧｅｎｅ代表取締役社長、KAMIX株式会社取締役
常勤監査役	大坪 教光	株式会社岐阜クリエート監査役
監査役	曽我部 憲昭	公益財団法人藤井財団評議員
監査役	伊藤 拓	弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー、ピープル株式会社社外取締役、株式会社ヤマゲン社外監査役
監査役	武地 義治	カオス株式会社代表取締役、税理士法人カオス代表社員、行政書士法人カオス代表社員、特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会監事

（注）１．2020年４月１日付取締役の地位・担当の異動は以下のとおりであります。

氏名	異動前	異動後
山川 拓人	取締役 業務本部長 兼 管理部長	専務取締役 管理本部長 兼 管理部長
安島 秀幸	常務取締役	常務取締役 営業本部長

２．取締役 竹原 相光 氏、取締役 西野 満也 氏、取締役 宗次 涼子 氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

３．常勤監査役 大坪 教光 氏、監査役 伊藤 拓 氏、監査役 武地 義治 氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

４．取締役 西野 満也 氏、取締役 宗次 涼子 氏、常勤監査役 大坪 教光 氏、監査役 伊藤 拓 氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

５．常勤監査役 大坪 教光 氏は、大手金融グループにおける長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役 曽我部 憲昭 氏は、大手百貨店における外商事業部管理部長、当社取締役管理部長を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役 伊藤 拓 氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役 武地 義治 氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	7名	102,020 千円
（うち社外取締役）	（3）	（ 11,400 ）
監査役	4名	16,600 千円
（うち社外監査役）	（3）	（ 14,800 ）
合計	11名	118,620 千円

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．無報酬の取締役１名を除いております。
３．取締役の報酬限度額は、2014年６月26日開催の第40期定時株主総会において年額300,000千円以内（うち、社外取締役分は年額30,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、2003年６月26日開催の第29期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。
５．上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額7,800千円（取締役7,400千円、監査役400千円）を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

・取締役 竹原 相光 氏が兼職している他の法人等と当社との間には特別な関係はありません。
・取締役 宗次 涼子 氏が兼職している他の法人等と当社との間には特別な関係はありません。
・監査役 伊藤 拓 氏が兼職している他の法人等と当社との間には特別な関係はありません。
・監査役 武地 義治 氏が代表社員を務める税理士法人カオスとの間において顧問契約を締結しております。この他に同氏が兼職している他の法人等と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ．取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（19回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 竹原 相光	17回/ 19回	89%	—	—
取締役 西野 満也	19回/ 19回	100%	—	—
取締役 宗次 涼子	18回/ 19回	95%	—	—
常勤監査役 大坪 教光	19回/ 19回	100%	14回/ 14回	100%
監査役 伊藤 拓	19回/ 19回	100%	14回/ 14回	100%
監査役 武地 義治	19回/ 19回	100%	14回/ 14回	100%

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

・取締役 竹原 相光 氏は、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・取締役 西野 満也 氏は、出身分野である金融機関を通じて培った豊富な知識・見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・取締役 宗次 涼子 氏は、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・常勤監査役 大坪 教光 氏は、金融機関において培った豊富な知識・見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。

・監査役 伊藤 拓 氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。

・監査役 武地 義治 氏は、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。

4．会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について取締役会が決議した事項の概要は以下のとおりであります。

① 基本的な考え方

当社及び子会社は、法令に則って定款及び規程、規則を策定することを基本とし、策定した定款及び規程、規則に従うよう取締役及び取締役会、並びに監査役及び監査役会、内部監査室による相互牽制によって内部統制システムを構築することとする。

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社及び子会社は、一般社団法人日本経済団体連合会にて定める「企業行動憲章」並びに当社が掲げる「経営理念」に基づいて定める「基本的な考え方」を行動規範とし、取締役及び使用人が法令・諸規則、社会規範及び当社が定める定款・諸規程等を遵守する体制を確保する。

ロ．当社は人事総務部において、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。

ハ．人事総務部は、コンプライアンスに係る取締役及び使用人に対する研修・教育を行うとともに、法令上疑義ある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

ニ．取締役社長の下に内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査し、適宜取締役社長及び監査役へ報告する。

ホ．当社は、「反社会的勢力対応規程」により、反社会的な勢力に対し毅然とした態度で対応し、経済的利益等は供与しない旨を明確にし、対応部署の設定と外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集と管理等に係る体制を整備して、こうした勢力との関係を遮断し、被害を防止するものとする。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規則に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、監査法人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

ロ．法令又は取引所開示規則に則り必要な情報開示を行えるよう、管理部長が必要な情報を集約して管理することとする。

ハ．取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

④　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．経営、事業の遂行に関する事項について、事業展開上リスクとなる可能性があるものの特定と評価を行えるよう、取締役及び指名メンバーが参加するリスク管理委員会を定期的に開催することを「リスク管理規程」に定める。

ロ．特に重要と考えられる事項については、外部の専門家と対策を即時に協議できる体制を構築し、リスクによる損失を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。

⑤　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役の職務執行については、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任について定め、効率的に職務の執行が行われる体制を執ることとする。

ロ．取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名を独立社外取締役とすることとする。

⑥　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社は、子会社に対して適切な経営管理を行うことを「関係会社管理規程」に定める。

ロ．当社は、子会社に対して取締役及び監査役を派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査することとする。

ハ．子会社の業務及び取締役等の職務の執行状況は、当社の経営執行会議において定期的に報告される。

ニ．当社内部監査室により、定期的に内部監査を実施し、その結果を子会社にフィードバックするとともに、取締役社長及び監査役に適宜報告することを「内部監査規程」に定める。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置することとする。

⑧　前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

前号の当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、常勤監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保することとする。また、当該使用人の職務に関する指揮命令権は監査役に属するものとする。

⑨　監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．監査役は、取締役会のほか、その他重要会議へ出席し、重要な報告を受けられることを「監査役監査規程」に定める。

ロ．監査役が必要と判断したときは、いつでも当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役及び使用人等に対して報告を求めることができる。

ハ．監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

⑩　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができることとする。

ロ．監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができることとする。

⑫　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び子会社は、財務報告の信頼性を確保するため、経営者の定めた「内部統制基本方針書」に基づいて内部統制システムを整備・運用し、日常的モニタリング並びに独立的モニタリングを通じて、有効な内部統制の維持と改善及び適正な評価を行っていくものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

定時取締役会を月に１回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、十分な議論を尽くして経営上の意思決定を行う等、職務の執行が法令及び定款に適合するよう努めております。

② 監査役の職務執行

監査役は、監査役会で策定された監査方針並びに監査計画に基づき、月１回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し、監査役相互による意見交換等を行っております。また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監督しております。

③ コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス意識の徹底を図るべく定期的な研修を実施することとしており、ハラスメント、インサイダー取引防止、情報セキュリティ等について研修を実施しております。また、「通報制度に関する規程」に基づき、社外の法律事務所にホットラインを設置し、全従業員に周知することで、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

④ リスク管理体制

「リスク管理規程」に基づき、事業の遂行に関する事項について、事業展開上リスクとなるものの特定と評価を行うため、毎週定例で開催されるリスク管理委員会において報告及び検討しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分につきましては、長期的発展の礎となる企業体質強化のための内部留保の充実と安定配当を継続してゆくことを基本方針としております。内部留保は、将来にわたって企業価値を向上させるための投資の源泉として、有効に活用してまいります。この基本方針の下、安定的かつ継続的な配当成長を目指してまいります。

なお当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、会社法第459条第１項の規定に基づき、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって剰余金の配当を行う旨を定款に定めております。

当事業年度の配当金につきましては、当社は継続的に安定した配当を基本方針としていることから、当初からの計画通り１株当たり26円の配当を実施いたしました。また、内部留保につきましては今後予想される経営環境の変化に対応すべく今まで以上にコスト競争力を高め、あらゆる顧客ニーズに応えるため、当社の基本機能強化及び拡大への投資に充当するとともに、有能な人材の確保及び育成を行うため、人材への投資に充当してまいります。

連結計算書類等

連結貸借対照表（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

科　目	当期金額	（ご参考）前期金額
資産の部		
流動資産	**5,619,516**	**5,482,800**
現金及び預金	3,070,489	3,152,067
受取手形及び売掛金	2,224,941	2,054,819
制作支出金	124,435	103,557
製品	13,547	5,715
原材料	20,309	19,933
その他	166,311	147,079
貸倒引当金	△518	△372
固定資産	**954,882**	**998,284**
有形固定資産	**271,574**	**270,069**
建物及び構築物	125,363	118,726
機械装置及び運搬具	38,153	46,765
土地	80,793	80,793
その他	27,263	23,783
無形固定資産	**12,257**	**10,668**
ソフトウェア	12,257	10,668
投資その他の資産	**671,050**	**717,546**
投資有価証券	260,401	330,338
繰延税金資産	55,013	35,801
保険積立金	114,621	110,826
敷金及び保証金	220,324	219,734
その他	24,020	24,075
貸倒引当金	△3,330	△3,230
資産合計	**6,574,398**	**6,481,085**

科　目	当期金額	（ご参考）前期金額
負債の部		
流動負債	**1,244,447**	**1,210,300**
支払手形及び買掛金	911,266	716,606
未払法人税等	17,817	135,304
賞与引当金	107,630	94,100
その他	207,733	264,289
固定負債	**256,927**	**242,739**
退職給付に係る負債	76,709	80,682
役員退職慰労引当金	171,968	162,057
その他	8,250	—
負債合計	**1,501,374**	**1,453,039**
純資産の部		
株主資本	**5,003,749**	**4,906,101**
資本金	**450,000**	**450,000**
資本剰余金	**96,833**	**96,642**
利益剰余金	**5,101,911**	**5,004,205**
自己株式	**△644,995**	**△646,582**
自己株式申込証拠金	**—**	**1,836**
その他の包括利益累計額	**51,918**	**103,106**
その他有価証券評価差額金	51,412	95,609
繰延ヘッジ損益	1,473	152
為替換算調整勘定	—	5,394
退職給付に係る調整累計額	△967	1,949
新株予約権	**17,356**	**18,837**
純資産合計	**5,073,024**	**5,028,045**
負債・純資産合計	**6,574,398**	**6,481,085**

連結損益計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科　目	当期金額		（ご参考）前期金額	
売上高		9,936,197		10,260,858
売上原価		7,111,727		7,516,084
売上総利益		2,824,470		2,744,774
販売費及び一般管理費		2,461,029		2,459,573
営業利益		363,440		285,200
営業外収益				
受取利息	325		371	
受取配当金	5,669		7,298	
受取手数料	6,300		9,912	
為替差益	—		401	
役員報酬返納額	1,407		2,815	
その他	4,121	17,824	6,279	27,078
営業外費用				
支払利息	29		79	
為替差損	2,614		—	
固定資産除却損	1,718		187	
その他	843	5,206	329	596
経常利益		376,058		311,682
特別利益				
固定資産売却益	529		920	
投資有価証券売却益	—		188,906	
関係会社株式売却益	—		28,309	
新株予約権戻入益	1,480		11,480	
保険解約返戻金	8,763		59,105	
在外子会社清算に伴う為替換算調整勘定取崩益	4,566	15,338	—	288,721
特別損失				
投資有価証券評価損	7,622		—	
ゴルフ会員権評価損	54		3,000	
その他	100	7,776	—	3,000
税金等調整前当期純利益		383,620		597,404
法人税、住民税及び事業税	115,870		216,520	
法人税等調整額	529	116,399	6,692	223,212
当期純利益		267,220		374,191
非支配株主に帰属する当期純利益		—		—
親会社株主に帰属する当期純利益		267,220		374,191

貸借対照表（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

科　目	当期金額	（ご参考）前期金額
資産の部		
流動資産	**5,308,803**	**5,116,903**
現金及び預金	2,831,761	2,847,938
受取手形	282,234	326,220
売掛金	1,906,324	1,695,861
制作支出金	124,435	103,557
前渡金	96,877	81,520
前払費用	63,346	59,293
その他	4,054	2,712
貸倒引当金	△230	△200
固定資産	**806,030**	**857,525**
有形固定資産	**119,794**	**104,929**
建物	93,385	84,479
車両運搬具	—	0
工具器具備品	17,711	20,450
その他	8,696	—
無形固定資産	**10,773**	**8,447**
ソフトウェア	10,773	8,447
投資その他の資産	**675,462**	**744,148**
投資有価証券	260,401	330,338
関係会社株式	10,000	31,841
繰延税金資産	50,003	31,561
保険積立金	114,621	110,826
敷金及び保証金	220,146	219,190
その他	22,490	22,490
貸倒引当金	△2,200	△2,100
資産合計	**6,114,833**	**5,974,428**

科　目	当期金額	（ご参考）前期金額
負債の部		
流動負債	**1,198,846**	**1,155,480**
買掛金	895,687	731,815
未払金	53,578	85,210
未払費用	13,872	12,240
未払法人税等	17,883	135,937
未払消費税等	85,960	13,324
前受金	17,343	74,266
預り金	8,909	9,321
賞与引当金	102,000	90,000
その他	3,611	3,365
固定負債	**239,691**	**227,938**
退職給付引当金	68,316	72,613
役員退職慰労引当金	163,125	155,325
その他	8,250	—
負債合計	**1,438,538**	**1,383,418**
純資産の部		
株主資本	**4,606,052**	**4,476,410**
資本金	**450,000**	**450,000**
資本剰余金	**96,833**	**96,642**
資本準備金	42,000	42,000
その他資本剰余金	54,833	54,642
自己株式処分差益	54,833	54,642
利益剰余金	**4,704,215**	**4,574,514**
利益準備金	70,500	70,500
その他利益剰余金	4,633,715	4,504,014
別途積立金	4,100,000	3,800,000
繰越利益剰余金	533,715	704,014
自己株式	**△644,995**	**△646,582**
自己株式申込証拠金	**—**	**1,836**
評価・換算差額等	**52,886**	**95,762**
その他有価証券評価差額金	51,412	95,609
繰延ヘッジ損益	1,473	152
新株予約権	**17,356**	**18,837**
純資産合計	**4,676,295**	**4,591,010**
負債・純資産合計	**6,114,833**	**5,974,428**

損益計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科　目	当期金額		（ご参考）前期金額	
売上高		**9,635,299**		**9,761,982**
売上原価		**6,937,222**		**7,221,328**
売上総利益		**2,698,077**		**2,540,654**
販売費及び一般管理費		**2,338,104**		**2,223,646**
営業利益		**359,972**		**317,008**
営業外収益				
受取利息	307		338	
受取配当金	5,669		7,298	
受取手数料	7,200		16,507	
為替差益	—		405	
役員報酬返納額	1,407		2,815	
雑収入	2,915	**17,499**	4,226	**31,590**
営業外費用				
支払利息	29		37	
為替差損	2,806		—	
固定資産除却損	73		187	
雑損失	373	**3,283**	200	**425**
経常利益		**374,189**		**348,172**
特別利益				
固定資産売却益	529		—	
投資有価証券売却益	—		188,906	
関係会社株式売却益	—		71,040	
新株予約権戻入益	1,480		11,480	
保険解約返戻金	8,763		59,105	
子会社清算益	36,550	**47,322**	—	**330,532**
特別損失				
投資有価証券評価損	7,622		—	
ゴルフ会員権評価損	—		3,000	
その他	100	**7,722**	—	**3,000**
税引前当期純利益		**413,789**		**675,704**
法人税、住民税及び事業税	114,561		213,784	
法人税等調整額	12	**114,574**	4,839	**218,623**
当期純利益		**299,215**		**457,081**

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月18日

株式会社ＣＤＧ
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山本　大　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　池田　太洋　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社CDGの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社CDG及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月18日

株式会社ＣＤＧ
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山本　大　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　池田　太洋　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社CDGの2019年４月１日から2020年３月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月18日

株式会社ＣＤＧ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　大坪教光 ㊞

監査役　曽我部憲昭 ㊞

監査役（社外監査役）　伊藤拓 ㊞

監査役（社外監査役）　武地義治 ㊞

以　上

メモ

株主総会会場ご案内図

日 時 2020年６月25日（木曜日）

会 場 シティプラザ大阪 燦の間
大阪市中央区本町橋２番31号　TEL 06-6947-7888

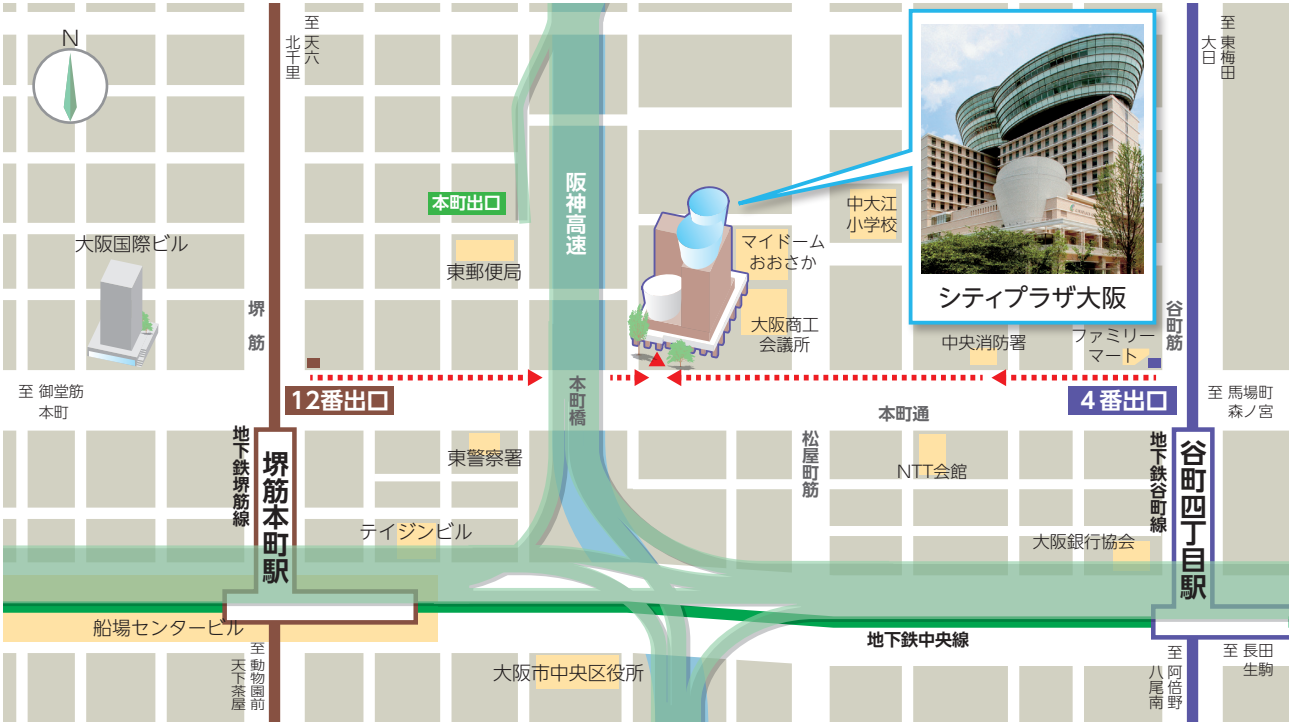

交通のご案内

- 地下鉄堺筋線 **「堺 筋 本 町」駅** **12番出口** より徒歩約 5 分
- 地下鉄谷町線 **「谷町四丁目」駅** **4 番出口** より徒歩約10分

【お願い】駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

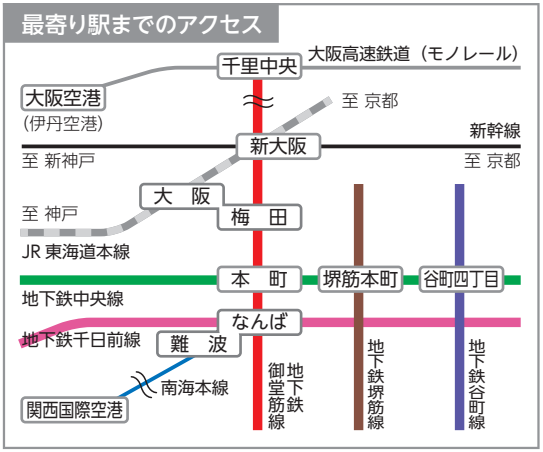

株式会社CDG
〒530-0001
大阪市北区梅田2-2-22
ハービスENT 18F

VEGETABLE OIL INK

UD FONT